

# 避難行動要支援者名簿についてのご案内

木津川市役所 社会福祉課（福祉総務係）  
TEL：75-1211 FAX：75-2083

東日本大震災の教訓から災害対策基本法が一部改正され、市町村は、災害時に自身で避難が難しく支援が必要な方を把握しておくための名簿（避難行動要支援者名簿）を作成することとなっております。本市では、次の方々を対象者として名簿に登録しています。

## ○ 対象者（避難行動要支援者）

※対象は在宅で生活をしておられる、日常的に支援が必要な方です。

避難行動要支援者区分	
①介護保険の要介護認定（3～5）を受けている方	
②身体障害者手帳（1・2級）をお持ちの方	
③療育手帳（A判定）をお持ちの方	
④精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方	
⑤その他、自ら又は家族等から避難行動要支援者であるとの申し出があった方（登録希望者） 例：上記以外の等級の方、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、戸間独居の高齢者 ひとり親世帯の児童（小学生まで）、3歳までの乳幼児、妊婦、自宅療養中の方等	

## ○ 名簿に登録する情報

『避難行動要支援者名簿』には、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援を必要とする事由（要介護等の種別、状態等）を登録しています。

## ○ 名簿情報の活用について

この名簿は、災害発生時又は発生の恐れが生じ、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することが必要な場合、本人の同意なしに避難支援等関係者に名簿情報を提供することが可能ですが、木津川市では、このような災害発生時に速やかに安否確認ができるよう、同意があった方に限り、避難支援等関係者にあらかじめ名簿情報を提供し、災害時の避難支援や安否確認、救助だけでなく、日頃からの見守りや避難訓練等に活用します。

### ● 避難支援等関係者

警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会、地域長、副地域長、民生児童委員、  
自主防災組織（ある地区のみ）、福祉専門職

裏面「重要なお願い」を必ずお読みいただき、  
趣旨をご理解いただいた上で登録をお願いします。

## ○ 重要なお願い

登録することにより、優先的に救助されるものではありません。

近隣の皆様で協力して避難所まで避難していただく必要があり、「いざという時の避難方法・避難場所等」について、各ご家庭・隣近所で協力して確認し、この申請書にて登録し、積極的に地域の防災訓練等に参加していただくようお願いします。

阪神・淡路大震災では、約85%を一般住民が、約5%を消防団が救出したとの推計があり、「自分の命は自分で守る（自助）」や「隣近所、地域社会の人とのつながり（共助）」などが、もっとも重要な防災対策であると言えます。大規模な災害が発生した時、交通網の寸断、通信手段の混亂、同時に発生する火災などにより、市・警察署・消防署等の公共機関が十分に対応できない可能性があり、避難状況を確認の上、実際の救助が開始されるまでには、数日間かかる場合もあります。

## ○ 提出について

別添『記入例』を参考にご記入いただき、下記の提出先へ提出ください。

※後日、登録完了のお知らせとして「避難行動要支援者名簿兼個別計画書/登録通知（兼届出書）」を送付します。内容に入力誤りや訂正等がないか確認し、訂正のある場合は、社会福祉課（75-1211）までご連絡をお願いします。

### ● 提出先

社会福祉課、加茂支所・山城支所、西部出張所（高の原イオン内）

### 名簿・個別計画書を情報提供する避難支援等関係者

情報提供に同意をいただいた方の避難行動要支援者名簿・避難支援プラン（個別計画書）の情報は、次の避難支援等関係者へ情報提供します。

提供する情報	避難支援等関係者
『避難行動要支援者名簿』	市役所、警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会 [担当地区分のみ] 地域長、副地域長、自主防災組織（ある地区のみ）、 民生児童委員
『避難支援プラン（個別計画書）』	市役所 [担当地区分のみ] 民生児童委員

## ○ 個別避難計画について

木津川市では、「避難支援プラン（個別計画書）」に災害時の避難方法や避難支援者、避難経路等を加えた「個別避難計画」を今後作成していく予定ですが、作成できるまでの期間においては、「避難支援プラン（個別計画書）」の登録をお願いします。